

松前町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年10月

松前町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、松前町では、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関との連携体制を構築し、「松前町通学路交通安全プログラム」を策定する。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「松前町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。本プログラムは、この会議で議論し、策定する。

- (1) 北海道警察松前警察署（警察関係者）
- (2) 北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所（国道管理者）
- (3) 北海道渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所（道道管理者）
- (4) 松前町立各小中学校（学校関係者）
- (5) 松前町建設課（町道管理者）
- (6) 松前町町民生活課（町交通安全担当）
- (7) 松前町PTA連合会（保護者代表）
- (8) 松前町教育委員会（教育関係者）

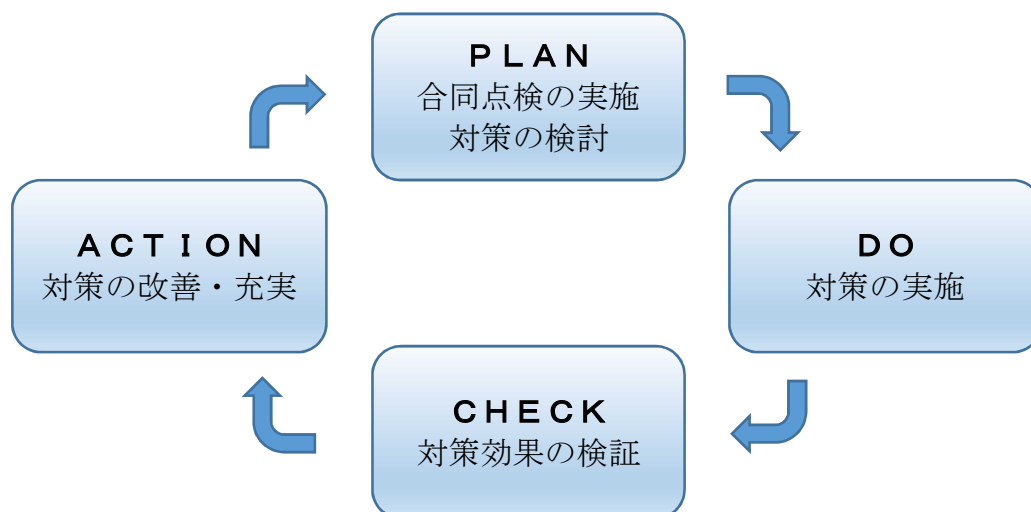
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施・体制

推進会議において、小中学校通学路の安全確保のため、必要に応じて合同点検を実施する。合同点検は、警察、道路管理者、学校、地域等が参加し行う。

(3) 対策の検討

関係機関において、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、ハード対策やソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

関係機関において、対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

推進会議において、合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、各小中学校等への聞き取りを実施し対策効果の把握に努める。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。